

附属小学校教諭（任期付附属学校教員・外国語科または国語科）の公募について

国立大学法人お茶の水女子大学長
佐々木 泰子
(公印省略)

このたび、お茶の水女子大学附属小学校において、下記の要領により教諭（任期付附属学校教員（外国語科または国語科））を公募します。ご希望の方は書類を調べて期限内にご提出ください。

記

1. 職名及び人員 教諭（任期付） 1名
2. 所 属 お茶の水女子大学附属小学校
3. 勤務場所 (契約締結時)
国立大学法人お茶の水女子大学
住 所：東京都文京区大塚2丁目1番1号
最 寄 駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅または有楽町線護国寺駅から徒歩7分
(変更の範囲)
本学が定める場所
4. 専門分野 小学校全般、特に外国語科または国語科を中心とした分野
5. 職務内容 (契約締結時) 学習指導、生活指導等小学校教育全般及び校務分掌、大学と附属学校園の連携に関わる研究・教育への参加 等
(変更の範囲) 本学が定める業務
6. 応募資格 (1) 小学校教諭免許状を取得していること（2027年3月31日までに取得見込みも含む）。
(2) 専任教員を1年以上経験していることが望ましい。
(3) 中学校または高等学校の外国語(英語)科または国語科の教員免許を取得していることが望ましい。
7. 雇用期間 2027年4月1日以降手続き完了日から2028年3月31日まで
年度毎に労使双方の合意により任用更新する場合が有り得る。任用更新した場合の雇用期間は年度末までとし、更新の限度は3回までとする。なお、採用日の前に本学と雇用契約があった者については、国立大学法人お茶の水女子大学任期付職員規程第3～4条の規定により、直近の有期雇用契約終了日から、契約のない期間が一定以上経過していない場合は雇用を制限することがある。
試用期間：採用日から6月（職務内容、労働条件は同じ）
更新の判断基準：予算の状況、従事している業務の進捗状況、勤務成績・態度、能力等。
8. 就業時間 8：10～16：40（休憩時間 45分含む）を基本とし、1年間の変形労働時間制を適用する。
9. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程による。
休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、その他(12月29日～1月3日)を基本として、別途勤務日及び勤務時間表による。
休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
10. 給 与 国立大学法人お茶の水女子大学年俸制適用職員給与規程に基づき支給する。
基本年俸 360万円～480万円の範囲で業績に応じて決定する（基本年俸を12で割った額を毎月支給）。
11. 諸 手 当 国立大学法人お茶の水女子大学年俸制適用職員給与規程に基づき、通勤手当、特殊勤務手当を支給する。期末・勤勉手当は支給しない。
*ただし、通勤距離が片道2Km未満の場合は通勤手当を支給しない。また採用日が月の中途の場合、通勤手当は翌月から支給する。
12. 退職手当 支給しない。
13. 加入保険 労災保険、雇用保険、文部科学省共済組合に加入する。
14. 雇 用 主 国立大学法人お茶の水女子大学長
15. 通常の職員への転換（パート有限法第13条関連）

通常の職員（正規職員、任期なし）への転換制度はありません。通常の職員を募集する場合は、募集要項を大学ホームページの「公募・求人情報」に掲載します。希望する場合は、募集要項を確認し、応募してください。

16. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項
キャンパス内全面禁煙
17. 提出書類
- (1) 履歴書（本学指定様式を使用すること）
（写真貼付、PCからのメールを受信可能なメールアドレスのほか、必要事項を記載すること。）
 - (2) 教員免許状の写し（または取得見込み証明書、教員免許の更新講習修了者は修了確認証明書の写しも提出）
 - (3) 以下のテーマについて、それぞれ A4判1枚程度にまとめたもの
 - ① 国立大学法人お茶の水女子大学の附属校である本校を志望する動機
 - ② これまでの教育実践・研究の概要
 - ③ 着任後に取り組みたい教育実践・研究（大学と附属学校園が連携した研究・教育に対する抱負を含めてまとめること）
 - (4) 授業実践や教科研究等の業績がある場合は、現物、別刷りまたは写しを計3編まで。
ただしそれがない場合は、卒業論文や修士論文等の概要での代替を可能とする。
 - (5) 返信用葉書（書類受理通知用、宛先明記のこと）
 - (6) 応募書類返送用封筒 ※【備考】2参照
- なお、(1) (2) (3)は、書式をA4判に統一すること。
18. 選考方法
附属学校部に設置する附属学校教員選考委員会が選考を行う。
- (1) 第1次選考 書類による選考
※選考結果は、2026年9月15日（火）頃までに本人宛に通知します。
 - (2) 第2次選考 第1次選考合格者に対してのみ、2026年9月26日（土）に面接及び模擬授業による選考を行います。
※実施の詳細は、第1次選考合格者に、第1次選考結果と併せて通知します。
なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とします。
19. 提出期限 2026年8月20日（木）必着
20. 提出方法 封筒表面に「附属小学校任期付教員応募書類在中」と朱記し、書留または簡易書留で郵送のこと。
21. 提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚2丁目1番1号
お茶の水女子大学附属小学校長 西川 朋美 宛
22. 問合せ先 お茶の水女子大学附属小学校 副校長 片山 守道
TEL 03-5978-5874（平日9:00～17:00） FAX 03-5978-5872

【備考】

1. 応募書類に、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となります。
2. 応募書類は、本公募の用途に限り使用し、提出いただいた個人情報には正当な理由なしに第三者へ提供することは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますので御了承ください。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒（切手等貼付、返送宛先明記）を同封してください。
3. 本業務に従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下、「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講ずる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ・ このため、予め、採用選考過程において、第2次選考の対象となった方には、特定性犯罪事実該当者でないことの誓約書及び「こまもろうシステム」による犯罪事実の有無の確認に関する同意書をご提出いただきます。採用内定後に、犯罪事実が確認された場合は、採用を取り消すことがあります。

* 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙参照条文をご参照ください。

4. 本学は、次世代育成支援対策推進法（第13条）に基づく基準適合一般事業主（子育てサポート企業）として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。



別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

履 歴 書

西暦 年 月 日 現在

写真を貼る位置

- 1. 縦 36～40 mm
- 横 24～30 mm
- 2. 本人単身胸から上
- 3. 裏面のりづけ

ふりがな 氏 名	
生年月日 西暦 年 月 日 (満 才)	※性別
ふりがな 現住所 〒	電話番号 携帯電話番号
Email アドレス	
ふりがな 連絡先 〒 (現住所以外に連絡を希望する場合に記入)	電話番号

年	月		年	月	学 歴 ・ 職 歴 (項目別にまとめて記入)
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

年	月	免 許 ・ 資 格

活 動 期 間				社 会 活 動	
年	月	年	月	内 容	
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

受 賞 歴				
有 ・ 無	年	月	日	内 容

刑 罰 ・ 処 分 歴				
有 ・ 無	年	月	日	刑罰・処分の種類とその内容

特記事項・本人希望記入欄

本書類に記入した事実は事実に相違なく、虚偽の記入があった場合には、採用が取り消されることについて了承します。

また、私は、学校教育法第九条に該当していません。

年 月 日

氏名（自署）

国立大学法人お茶の水女子大学

【記入上の注意】

※年号は西暦で記入する。また、項目を満たしていれば、行数などの体裁は適宜変更可能とする。

※「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

※学歴の欄には、高等学校以降の学歴について全て記入すること。

※職歴の欄には、最終学校卒業等の月の翌月から、空白期間がないように記入すること。

なお、在宅期間については、勤務先の欄に「在家庭（**のため）」と記入すること。

（**には求職中、専業主婦/主夫、療養中などの理由を記入する）

※免許・資格の欄には、教員免許に関することは必ず記入すること。

※社会活動の欄には、ボランティア活動やアルバイトなどの経験、委嘱を受けた委員などに関して記入すること。特に記すべきことがない場合は空欄で構わない。

※受賞歴の欄には、全国レベルに相当する催しでの入賞や、国や都道府県による表彰などの有無について「有・無」のどちらかを○で囲み、「有」の場合は年月とその内容を記入すること。

※刑罰・処分歴の欄には、罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分若しくは分限処分を受けたことの有無について、「有・無」のどちらかを○で囲み、「有」の場合は、判決確定年月日等又は処分年月日とその内容（例：「児童・生徒等に対するわいせつ行為による懲戒免職処分」「部活動での体罰による減給処分」）を記入すること。

※学校教育法第九第一号にいう「禁錮以上の刑に処せられた者」には、

①禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間

②禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく 10 年を経過するまでの間の期間

にある者も含まれるため、記入に当たって留意すること。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）(抄)

第九条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者